

第四次長野県環境基本計画骨子(案)の概要

第1章 計画の基本的考え方

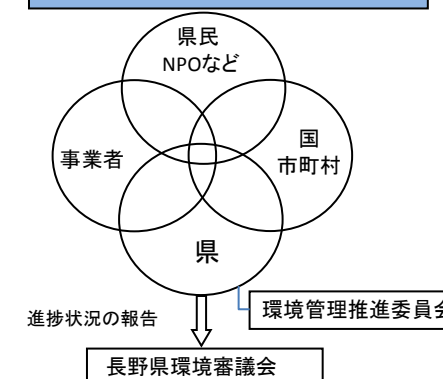
- 1 計画策定の趣旨**
- 長野県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定
 - SDGs(持続可能な開発目標)の採択など状況の変化を踏まえ策定
 - 「水環境の保全」を「第6次長野県水環境保全総合計画」に位置付け

< SDGsの17の目標 >



- 2 計画期間**
平成30年度(2018年度)から平成34年度(2022年度)までの5年間

第5章 計画の推進体制等



第2章 現状と課題

< 施策の柱 >

持続可能な社会を支える仕組みづくり

- 2015年9月の国連総会でSDGs(持続可能な開発目標)が採択
- 人口減少社会の到来により、国内・域内需要と労働力・担い手が減少し、地域活力の低下が懸念

脱炭素社会の構築

- 2015年12月、「パリ協定」が採択「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を及ぼす。」
- 本県の平成25年度温室効果ガス排出量は、1,542万t-CO2で、平成2年度比0.8%増加特に、運輸、家庭、業務部門で増加
- 太陽光発電の導入量は増加しているものの、小水力等地域主導型事業の拡大は不十分

生物多様性・自然環境の保全と利用

- 開発、里山の利用衰退、外来生物の侵入、地球温暖化の影響などにより、多くの動植物の生息・生育への脅威が拡大
- 自然保護センターや登山道、山小屋トイレなど、魅力的な自然環境をより多くの人が楽しめる環境の整備が不十分

水環境の保全

- 水田面積の減少や市街化の進展により地下水の浸透量が減少。また、人口減少、過疎化等により、手入れがされない森林、農地が存在
- 河川・湖沼の水質は、長期的には改善が進んできているものの、湖沼の環境基準達成率は低位

大気環境等の保全

- 大気環境について、光化学オキシダントを除く大気汚染物質は環境基準を達成。近年、県外からの移流による広域的な大気汚染が懸念
- 有害物質は環境基準を達成しているものの、今後アスベストを使用した建築物の解体作業の増加による環境中への飛散が懸念

循環型社会の形成

- 一般廃棄物について、2年連続で「ごみ減量日本一」を達成。汚泥の増加により産業廃棄物の総排出量は増加傾向
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者による廃棄物の保管基準違反などの不適正処理が後を絶たない状況

第3章 長野県の将来像(概ね2030年頃)

- 県民一人ひとりがSDGsの意味を理解し、環境に配慮した行動を実践
- ESDを通じて環境意識が醸成され、あらゆる主体によるパートナーシップにより環境保全活動が活発化
- 環境影響評価の適切な運用により環境への影響の回避、低減が図られ、かけがえのない環境が保全
- 環境保全研究所の調査研究機能が充実し、県の施策に活用

- 気候変動による影響が広く県民に共有され、社会全体で省エネルギーが推進
- 化石燃料から地域資源で生み出される再生可能エネルギーへの転換が進み、エネルギー自立地域が展開
- 本県の技術を駆使した省エネ製品の開発・普及、自然エネルギーによる新しいビジネスモデルが確立
- 気候変動に対する総合的な取組が社会全体で進み、気候変動による影響の緩和・軽減が実現

- 在来種を主体とした自然環境が保全され、希少動植物を含む生物多様性の確保が実現
- 山城ごとの将来像に沿った登山道等が整備され、利用者が増加
- 自然保護センター等が拠点となり、県内各地で魅力あるエコツーリズムが展開
- 森林や農地が持つ多面的機能が十分に発揮され、自然環境が織りなす美しい景観が保全

- 森林・農地等における水の貯留・涵養、水源地域の保全等により、健全な水循環が保全
- 河川・湖沼・地下水などを水環境を良好に保つ取組や防災・減災対策が進み、安心安全な水が確保
- 下水道施設や浄化槽の整備が進み、県内すべての地域で適正な生活排水処理が実現
- 良好な水辺環境が保たれ、人々が水に親しみふれあうとともに、豊かな生態系が保全

- 大気環境の常時監視や効果的な騒音対策等の推進により、良好な大気環境を保全、健康影響を未然防止
- 有害化学物質やアスベスト等の汚染物質の実態把握や適正管理、排出抑制により、安心安全な大気環境を確保

- 2R(リデュース、リユース)を意識した取組が推進され、持続可能な消費行動が定着
- 「地域循環圏」が確立し、循環型社会の形成と地球温暖化防止対策や自然環境保全対策が統合的に推進される社会が実現
- 排出事業者や処理業者に対する監視指導などにより、廃棄物の適正処理が実現

第4章 計画期間中の目標と実施施策

基本目標:「 」

- 参加と連携による環境保全の推進
- 環境教育の推進
- 環境影響評価による環境保全の推進
- 環境保全研究所の機能強化
- 環境保全活動の推進
- ESD(持続可能な開発のための教育)の普及促進
- 地域における学習、体験機会の創出・支援
- 環境影響評価制度の適切な運用
- 公共事業における環境配慮の推進
- 環境保全に関する試験検査、調査研究、情報発信の強化
- 調査研究等に必要の体制整備

- エネルギー需要の県民の手によるマネジメント
- 再生可能エネルギーの利用と供給の拡大
- 省エネ型の家庭用機器や産業機器の普及促進
- 快適な省エネ住まいづくり・まちづくりの推進
- エネルギー特性に応じた適切な使用
- 再生可能なエネルギーによる発電設備の拡大
- 再生可能な熱・燃料の拡大

- 総合的な気候変動対策の推進
- 気候変動の緩和策
- 気候変動への適応策

- 多様な自然環境の保全
- 豊かな自然とのふれあいの確保
- 森林や農山村の多面的機能の発揮
- 生物多様性の保全
- 自然環境の持続可能な利用
- 自然保護センターの機能強化
- 都市住民等との交流の推進
- 自然体験活動を通じた環境教育の推進
- 森林整備による生活環境や良質な自然環境の保全
- 野生鳥獣による生態系などのへの被害防止
- 農業・農村の多面的機能の維持・発揮
- 美しい景観の保全

- 水資源の保全と適正な利活用
- 安心安全な水の保全
- 良好な水環境の保全
- 水取支の把握と河川流量の維持確保
- 水源地域の保全
- 地下水の涵養
- 水質監視
- 発生源対策
- 保全対策
- 水に関する危機管理対策
- 水辺空間の保全
- 水辺における生態系の保全
- 良好な水辺環境の維持

- 大気環境等の保全
- 化学物質対策
- 大気環境の保全
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 光害対策等
- 放射能対策
- ダイオキシン類対策
- 化学物質対策

- 廃棄物の3Rの推進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 2Rを意識した3Rの推進
- 広域を単位とした地域循環圏の形成
- 廃棄物の適正処理の推進
- 不適正処理・不法投棄防止等の監視指導

■地域の特性に応じた取組の推進 <垂直ゾーニング><水平ゾーニング>